

## 電波法の一部を改正する法律案

### [議事録3/4]

#### 防災行政無線のデジタル化の現状と課題

- ・防災行政無線のデジタル化が国策であることの確認
- ・今次改正により財政力の弱い自治体に補助を限定した理由と今後の進展
- ・防災行政無線の実質的整備率(市町村合併効果を抜いたもの)

### ○吉川沙織君

今回の改正に基づく補助事業の追加について、大臣は先般の衆議院の5月21日の総務委員会でこんなふうに答弁されています、さっきも同じようなことをおっしゃいましたが。「特に財政力の弱いところ、全国で94自治体です。」「そのほか、これは本来自治事務ですから、この仕事に関しては防災・減災事業、それから通常の地方債、こういったものを使って促進をしてくださいということでやってきたわけですね。」

と答弁なさっています。

防災行政無線の整備はある側面から見れば確かに自治体の業務かもしれません、無線設備のデジタル化は国の方針として行うものです。デジタル化の費用は国が負担すべきというふうにも考えられますが、地デジがかつて国策と言われたように、防災行政無線のデジタル化も国策ではないのか否か、大臣に伺います。



### ○国務大臣(新藤義孝君)

私の答弁はその議事録のとおりであるということではあります、これは、そもそも防災行政無線は自治事務であります。そして、地方公共団体が原則整備をしていただくものでございます。一方で、この防災行政無線のデジタル化によって情報の伝送効率の向上、それからデジタル化で空いた周波数帯の新たな電波利用料というのを割当て、こういったもの、これが我が国の国全体において有効であるという観点から、まさに今委員がおっしゃったように、国の方針として定めました。

ですから、国策であるかということになりますと、國の方針でございます。整備するのは地方自治体が行っていただくなるのを原則としつつ、我々もそれを支援をするという形で國、地方合わせてこの防災行政無線のデジ

タル化については取り組んでいきたいと、このように考えます。

### ○吉川沙織君

今、國の方針として取り組んでいくという力強い御答弁いただいたわけではありますけれども、この6年ずっと地方自治体の防災行政無線の整備率をずっと継続的に与野党時代問わず伺ってまいりました。ただ、この5、6年の実態に鑑みれば、今までの地方財政措置だけでは防災行政無線も消防救急無線のデジタル化も進まなかつたということは明白なことです。

今回の補助対象を財政力の弱い自治体に限定した理由、そしてこの措置でデジタル化はどの程度進むとお考えなのか、さらに補助対象を判断する具体的な財政基準について伺います。

### ○国務大臣(新藤義孝君)

まず、おっしゃるとおり、なかなか進んでいないということにつきまして、特に財政力の弱い市町村を優先的に支援をするということです。しかも、

これは防災行政無線と消防救急無線を両方一緒にデジタル化するものを基本に考えておるわけであります。ですから、それについて、少なくとも、これらのことも含めまして、この消防救急無線、これは何年でしたか、28年ですね、28年に全てが完了する、こういう計画になっておりますし、防災行政無線につきましてもこれは早く進めていただくように要請をするということです。

それは何と申しましても、あの東北の東

日本大震災において、やはり我々はもう一度防災力、これを見直さなければいけない、そういう必要性がこれまで以上にまた高まったと、こういうことも背景にあると思っています。國の方針の中で防災の行政というのはこれまでよりも以上にその優先度が上がっている、重要性が極まっていると、私はそのように考えております。

### ○吉川沙織君

弱い自治体に限定した理由についてお伺いしたので、お願ひします。

### ○国務大臣(新藤義孝君)

弱い自治体に限定したのは、その財政力が弱いがゆえになかなか整備が促進しづらいから、そこを促進するということは、弱くない自治体は更にできるでしょうと、こういうことになるわけであります。

## ○吉川沙織君

結局、今まで地財措置講じて、かなり手厚い措置だったんですけども、それでも進まなかつた。でも、今回その基準をどうしたのか、それでどの程度進むのかということについては明確な御答弁やっぱり難しいのかなという思いをいたしました。



それでは、今御答弁にもありました消防救急無線のデジタル化について伺います。

今ほどおっしゃいましたとおり、この消防救急無線のデジタル化については、これも 5 年前の質疑から何度も伺っていますが、平成 28 年の 5 月 31 日を期限にしています。この防災行政無線についてはデジタル化の目標期限というの

は明確には定められておりませ

ん。総務省は、本年 3 月 29 日にアナログ防災行政無線の周波数の使用期限を平成 35 年 5 月 31 日までとする告示案を公表し、パブリックコメントを開始しています。しかし、4 月 9 日になって、VHF 帯及び UHF 帯の業務用の無線全体の電波の有効利用について別途検討することとしたとの理由により、突如パブリックコメントを中止されています。

関連する法案が国会に既に提出されている中で、公表された告示案が撤回されたというのはちょっと考えられません。これまでにパブリックコメントを告示して、撤回した、中止したというようなことはよくあったんでしょうか。過去にあったとすれば、どの程度あったのか、最初に伺います。

## ○政府参考人(吉良裕臣君)

過去にパブリックコメントを取りやめた事例は承知いたしておりません。

## ○吉川沙織君

パブリックコメント制度は平成 17 年 6 月の行政手続法改正により法制化され、それまでの規制の設定又は改廃に係る意見提出手続に代わって導入されたものであり、この行政手続法は総務省所管の法律です。突然の中止はよっぽどの理由があるとしか考えられません。僅か 11 日後にパブリックコメントを中止した理由について伺います。

## ○政府参考人(吉良裕臣君)

お答え申し上げます。

アナログ方式の防災無線の行政の移行期限については、一旦、先生お話ありましたように、平成 35 年の 5

月 31 日までとする案を策定しまして、3 月の 29 日にパブリックコメントの募集を開始しました。その後、防災行政無線を含む業務用移動通信全体の電波の有効利用方策や需要動向につきまして情報通信審議会で御審議いただくということにしまして、この審議状況を踏まえて改めて移行期限を検討することとしましたものですから、パブリックコメントを中止したものでございます。

### ○吉川沙織君

理由については分かりました。

ただ、提示された告示案、この期限というのは平成 35 年でした。今、先ほど総務大臣から御答弁ありましたとおり、いつ、どこで、どんな災害が起こるかも分かりません。そのときに命をつなぐための情報伝達というのが行われなければ、やっぱり国民の命を危険にさらすということにもなりかねません。そうなると、平成 35 年というのはいかにも先過ぎるような気がしますが、35 年とした理由を教えてください。

### ○政府参考人(吉良裕臣君)

防災行政無線につきましては、それぞれの地域におきまして、例えばアナログを現在使っていても、その耐用年数の問題だとか、やっぱり財政事情というのがありますて、10 年もったり 15 年もったり、いろいろ耐用年数もするわけですから、その辺の事情も地域地域でやっぱり考えていかなきゃならないという事情がございまして、平成 35 年ということでパブリックコメントのときには出したわけでございます。



### ○吉川沙織君

5 年前の質疑でも、当時の総務大臣から同じような御答弁いただきました。結局、5 年更新であったとしても、全ての自治体がそれでそろっているわけではありませんから、どこかで明確に、早め早めに整備していく必要性、これを決めていく、そういう決断も必要なんじゃないかなという気がします。

この防災行政無線のデジタル化が進まなかったこの何年かの間にも、東日本大震災が発生をしましたし、北朝鮮は弾道ミサイルの発射を行ってきました。津波警報やミサイル発射等の武力攻撃事態においては、国民に正しい情報をいかに迅速に伝えるかということが極めて重要になります。このため、防災行政無線の果たす役割、これまで御答弁の中で何回もいただきましたけれども、現在の市町村防災行政無線の最新の整備率について、消防庁長官、お願いします。

### ○政府参考人(岡崎浩巳君)

お答えします。

現時点での防災行政無線、同報系の整備率につきましては、24年3月末現在で76.6%となっております。

### ○吉川沙織君

現在の整備率については76.6%という、こういう御答弁いただきました。



ただ、一方で、これは平成の大合併で市町村合併がたくさん行われた上の整備率になります。私、これについても何回も質疑を重ねてまいりましたけれども、市町村合併において、A市とB市があって、A市には整備されているけれどもB市はない、でも合併したら整備済み団体として計上されてしまうというような状況があります。ですから、この市町村合併を抜いた分の最新の整備率について伺います。

### ○政府参考人(岡崎浩巳君)

御指摘のように、確かに合併いたしますと、整備済みと未整備が合併しますと整備済みになってしまいますので、見かけ上の整備率が上昇するということは確かにございます。一方で、整備済みの市町村と未整備の市町村が合併しますと、未整備のところも市町村全体として整備しようという動機にもなるわけでして、整備が進む場合もあると考えております。



今御指摘がありましたように、多くの市町村合併が行われる前の平成16年3月末、3,155市町村ということをベースに、その区域ごとに24年3月末時点での同報無線があるかないかを個別に確認いたしまして改めて計算をいたしましたところ、平成16年3月末の整備率は67.8%だったものが73.4%になっております。合併後の計算した76.6%よりは低うございますが、過去に比べるとそれなりに上昇しているという数字が出ております。

### ○吉川沙織君

でも、やっぱり整備は進んではいるんですけども、本当に伸び率が少ないというような状況がございます。これまで歴代の長官にずっと伺ってまいりましたけれども、やっぱり思い切った財政措置、国の支援というものも必要ではないかと思います。

総務省の資料を拝見いたしますと、電波利用料財源による平成25年度の整備支援対象は移動系の防災行政無線に限定されています。同報系の防災行政無線についてはどうするのかという課題が残されます。昨年公表された総務省の調査においても、東日本大震災の際に津波により浸水した地域では防災行政無線により情報を収集した割合が断トツに高くなっています。住民への情報伝達手段として同報系の防災行政無線が果たした役割というのは本当に大きくなっていると思います。同報系の整備、それからこのデジタル化に対する支援措置、拡充すべきとも考えますが、消防庁長官、いかがですか。

#### ○政府参考人(岡崎浩巳君)

御指摘のように、大変同報系の整備、重要だと私ども思っております。

ただ、市町村防災行政無線の整備というのは原則自治体が整備をすべきものでありますし、その無線機能の向上などの観点から、デジタル化というものを推進をしてきていただいているところでございます。

災害時の行政機関の通信とか情報共有のために市町村防災行政無線の整備が大変重要でありますので、財政支援措置としましては、従来から防災対策事業の対象としておりましたが、平成23年度からは緊急防災・減災事業という新しい事業ができましたので、その対象にいたしております。起債充当率が100%で交付税の措置率が70%という大変有利な仕組みを導入をいたしました。これにつきましては平成25年度におきましても対象とする、市町村防災行政無線のデジタル化を引き続き対象とするということで、市町村に整備を要請してまいりたいと思っております。

続きの議事録(4/4)は、[こちら](#)です。